官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき漁業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準等を定める件（農林水産五七五）　一
〔官庁報告〕
官庁事項
麦の需給に関する見通しの公表について（農林水産省）　二
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　二六
会社その他
会社決算公告　二七
　二三

法規的告示

○農林水産省告示第五百七十五号

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和七年法務省・厚生労働省令第四号）第十五条第一項第十三号、第十八条第九号、第二十二条第八号、第二十三条第一項第七号、第四十四条第二項、第四十五条第五号、第六十七条第一号、第六十七条第二十号及び第七十条第一項第九号の規定に基づき、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき漁業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準等を次のように定める。

令和八年四月十五日　農林水産大臣　鈴木　憲和

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき漁業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準等

（育成就労を行わせる体制の基準）

第一条　漁業分野に係る外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十五条第一項第十三号の告示で定める基準は、申請者（規則第七条第二号に規定する申請者をいう。以下この条、次条及び第四条において同じ。）が次のいずれにも該当することとする。

一　漁業分野に係る分野別協議会（外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第五十四条第一項に規定する分野別協議会をいう。以下同じ。）において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。

二　漁業分野に係る分野別協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること。

三　漁業分野における育成就労外国人の受入れに関し、農林水産大臣又はその委託を受けた者が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

四　単独型育成就労に係るものである場合にあっては、申請者が、単独型育成就労外国人が乗り組む漁船と申請者又はその役員若しくは職員（育成就労外国人を除く。）であって漁船に乗り組んでいないものとの間で無線その他の通信手段を確保していること。

五　監理型育成就労に係るものである場合にあっては、監理支援機関が、監理型育成就労外国人が乗り組む漁船と監理支援機関との間で無線その他の通信手段を確保していること。

六　業務区分が漁業である場合にあっては、一隻当たりの漁船に乗り組む育成就労外国人の数が、当該漁船の乗組員（申請者の役員又は職員を除く。）の数を超えず、かつ、次のイ又はロに掲げる申請者の区分に応じ、イ又はロに定める数を超えないこととしていること。

イ　ロに掲げる者以外の者　六人

ロ　規則第十九条第一項第二号の基準に適合する者（監理型育成就労に係るものである場合にあっては、監理支援を受ける監理支援機関が同条第二項第三号に規定する水準を満たすと認められるものに限る。）　十二人

七　申請者が法人以外の者であり、業務区分が養殖である場合（監理型育成就労に係るものである場合にあっては、監理支援を受ける監理支援機関が漁業協同組合である場合に限る。）にあっては、一隻当たりの漁船に乗り組む育成就労外国人の数が、当該漁船の乗組員（申請者の役員又は職員に限り、育成就労外国人を除く。）の数を超えず、かつ、次のイ又はロに掲げる申請者の区分に応じ、イ又はロに定める数を超えないこととしていること。

イ　ロに掲げる者以外の者　六人

ロ　規則第十九条第一項第二号の基準に適合する者（監理型育成就労に係るものである場合にあっては、監理支援を受ける監理支援機関が同条第二項第三号に規定する水準を満たすと認められるものに限る。）　十二人